
国際刑事裁判の発展と直面する課題

四半世紀の挑戦に対する評価

古谷 修一

Furuya Shuichi

はじめに

国際的な人権保護の手続きは、大別すれば2つの側面から考えられる。第1は、人権を享受すべき個人の「権利」を保護する制度を構築・整備するものであり、これは普遍的・地域的な人権条約の採択とこれを実現するための人権裁判所や履行監視の委員会の整備というかたちで進展してきた。第2は、人権を保護すべき「義務」に着目し、刑事的制裁という威嚇をもって義務履行を促し、現実に違反が発生した場合には、刑事裁判を経て罰するという方向である。集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪など、大規模かつ重大な人権侵害と言える国際犯罪を裁く国際刑事裁判は後者に位置づけられ、個人に対してこうした犯罪の刑事責任を問うことによって、大規模人権侵害の一般的な抑止および犯罪発生後の被害者救済と地域社会・国家の再建に寄与することが意図されている。

しかしながら、こうした国際刑事裁判の歴史はまだ浅いものである。1948年の世界人権宣言の採択に象徴されるように、国際的な人権保護の進展が第2次世界大戦直後の国際社会において始まり、その後約70年の間、着実に進展を遂げてきたことと比較すると、国際刑事裁判はそれよりも遅れて登場し、1980年代末における冷戦の終焉とその後の国際社会の変化の産物であると言える。もちろん第2次世界大戦直後の国際社会は、ニュルンベルグ裁判と東京裁判という2つの国際刑事裁判を経験したことは事実であるが、これらの裁判所に続く刑事制裁のための国際的手続きの創設は、それから40年以上を経た1993年の旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）と翌1994年のルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を待たなければならなかった。その後1990年代後半からは、国際裁判官・検察官がローカルの裁判官・検察官と共同して裁判を行なう混合刑事裁判機構がシエラレオネ、東ティモール、コンボ、カンボジアなどで次々と創設されることとなり、こうした動向の渦中において、常設的な国際刑事裁判所（ICC）が誕生することになった。「不処罰の文化」（culture of impunity）を終わらせるというスローガンは、過去四半世紀にわたって、冷戦後の国際社会のさまざまな動向の通奏低音となり、国際人権の分野を超えて、広範に現在の国際法現象に影響を与えるようになって^①。

では、こうした発展は具体的にどのような結果を残し、また現時点で成果を上げつつあるのか。また、これが直面する課題は何なのか。本稿は、ポスト「ポスト冷戦」の時代を迎えたと評されるこの時に、ポスト冷戦期の象徴とも言える国際刑事裁判の過去と現在を評価することを目的としている。

1 ICTY・ICTRの意義と成果

(1) 国際刑事裁判の背景

冷戦の終結は、米ソ二極の力によって抑え込まれていた民族・宗教対立を表面化させることになった。その典型がユーゴスラビア連邦の崩壊とそれに続く武力紛争の発生である。ここでは、「民族浄化」の名のもとに、多数の文民が殺傷され、また収容所において拷問・性的暴力を受け、自らの故郷を追われることになった。こうしたナチス時代を彷彿とさせる状況に直面し、国際連合安全保障理事会は国連憲章第7章の決議に基づいて、1993年5月にICTYの設置を決定している。5常任理事国のいずれも拒否権を行使せず、むしろ一致して大規模人権侵害に立ち向かおうとしたこともまた、冷戦終結の帰結と言える。

個人の刑事責任に立脚するICTYの設立は、国際法の履行確保のあり方に大きなインパクトを与えた。伝統的に、国際法違反による責任は国家が負うものとされてきた。この国家責任論はある種の集団責任の体系であり、実際に違法行為を行なった者のみならず、同一の国家に属する全員の責任を問うことになる。しかしそれは、「全体責任は無責任」との格言が示すように、一方で責任の希薄化あるいは責任所在の曖昧化をもたらす結果となる⁽²⁾。ICTYが前面に押し出した個人責任論は、こうした事態を回避し、真に違法行為に責任のある個人を特定し、その責任を実行者たる個人に還元することによって、違法行為の発生を抑止する機能を期待されたのである。また、集団としての国家ではなく、行為者としての個人の責任を問うことは、大規模な違反行為の事後に必要な社会集団間の和解を促進させる効果も期待されていた。ICTYの初代検察官であるリチャード・ゴールドストーンは、国際刑事裁判が「有罪の責任を個人に帰着させることに役立ち、特定の国家または民族集団に集団的な責任を帰属させることを防止する重要な手段となる」⁽³⁾と強調している。もし個人責任が追及されなければ、集団殺害の責任は、特定の国家あるいは民族集団に観念的に帰せられ、これではたとえばセルビア人とクロアチア人の対立の根幹にある憎悪は、増幅されこそすれ、減少することはない。実際に犯罪を行なった個人の責任を明確にすることによって初めて、国家間あるいは民族集団間の和解の基盤が形成されると考えられたのである⁽⁴⁾。

こうした個人責任に立脚したICTYでは、責任者の公的立場にかかわらず訴追が行なわれ、実際、元大統領や将軍など政治・軍事の中枢を担った者の責任が問われるとともに、セルビア人、クロアチア人、ムスリム人、コソボのアルバニア人など、民族的にも区別なく訴追が実施されている。ニュルンベルグ・東京裁判が「勝者の裁き」と批判されることに対比して、裁判官の選出はもちろん、その訴追戦略においても、公正性・中立性の確保においてICTYは際立った特徴をもっている。そして、こうした個人責任原則に基づく公正・中立な裁判の実施という観念は、翌年に設置されたICTRにも引き継がれ、ICCを含めたその後の国際刑事裁判の基本哲学となっていったのである。

(2) ICTY・ICTRの実績と成果

ICTYは、2017年にその任務を終了するまでの24年間で、161名を起訴している。このうち90名が有罪に、19名が無罪となっている。37名は被告人死亡または起訴の撤回により途中で

手続きが終了、13名については関係国に事件が委譲され、残り2名の事件はICTYを引き継いだ「刑事裁判のための国際残余メカニズム」(International Residual Mechanism for Criminal Tribunals)⁽⁵⁾に移送され、現在も裁判が進行中である⁽⁶⁾。他方、ICTRは2012年に終了するまでの18年間に、93名を起訴し、有罪62名、無罪14名、途中での手続き終了4名、関係国への委譲10名、残余メカニズムへの移送3名となっている⁽⁷⁾。ニュルンベルグ裁判が約1年間で24名、東京裁判が2年半で28名の裁判を行なったことと比較したとき、この訴追者の数や期間をどのように評価するかは難しい問題である。ただ、占領下にあったドイツ・日本において容疑者の逮捕が容易であり、一括して訴追ができた両裁判所に対して、関係国の協力を得ながら捜査・逮捕を進めざるをえなかったICTY・ICTRでは、被告の身柄確保とともに、順次個別に裁判が実施されていく形式となったことは留意しなければならない。また、裁判の公正性・中立性を確保する点で、個々の事件においても裁判手続の進行に時間を要したこと、さらにニュルンベルグ・東京裁判に比して、多くの被害者が法廷で証言する機会を得たことなどは⁽⁸⁾、長期にわたる裁判がもたらした肯定的な要因でもある。

予算・人員の観点でみると、たとえばICTYは最も多くの事件を扱っていた2005—10年において、年間およそ3億ドル(およそ330億円)の予算をもち⁽⁹⁾、裁判部、検察局(捜査官、検視官を含む)、事務を統括する書記局など、活動を支える職員としてICTYは最大でおよそ1000名を擁していた。一国の司法制度を維持するための予算と比較したときに、ICTYの予算が格段に大きいとは言えないが、この当時の国連の2年間のプログラム予算がおよそ50億ドルであったことを考えると⁽¹⁰⁾、決して少ない金額ではない。また、国家間の紛争を処理することを任務とし、原則として当事者主義に基づいて機能する国際司法裁判所(ICJ)が100名あまりの職員で運営されていることと比較すると⁽¹¹⁾、自ら犯罪現場で捜査を行ない、証拠・証人を探索し、加えて被害者・証人の保護などを担うICTYが、いかに多くの人員を必要としたかもわかる。一般的にみても、国際刑事裁判が多くの時間と資源を費やすシステムであることは否定できない。

しかし、ICTY・ICTRの存在意義は、短期的な費用対効果だけで語られるべきではないだろう。20年あまりの期間を要したとはいえ、この間に関係国の状況は大きく変化している。国内の民主主義や法の支配の要件をクリアして、旧ユーゴスラビアのスロベニアとクロアチアはすでに欧州連合(EU)加盟国となっている。また、マケドニア旧ユーゴスラビア、モンテネグロ、セルビアも正式なEU加盟候補国として認定されており、内戦の中心であったボスニア・ヘルツェゴビナについても国内情勢は安定してきている。他方、ルワンダも強権的政府が続いているものの、周辺国と比較すると国内政治は安定しており、経済的な成長は著しい。ICTY・ICTRでは事件を関係国に戻す「委譲」(referral)の制度が2000年代に入り新たに導入され、これを実施する要件として被委譲国において公正な裁判(fair trial)が実現できるか否かの確認が求められている⁽¹²⁾。ICTYはボスニア・ヘルツェゴビナに10名、クロアチアに2名、セルビアに1名を、ICTRは8名をルワンダに移譲しており、こうした措置の実施は関係国に法の支配と適正な裁判が実現できる体制が整ったことの証拠でもある。もとより、こうした状況変化が国際刑事裁判だけの効果であるとは言えないが、たとえばセルビアのEU

加盟申請に至る動きが、同国のICTYへの協力の促進とリンクするなど、国際刑事裁判が関係国の法制度の改革、国内政治、さらには外交方針のあり方にまで影響を与えたことは間違いない。その意味で、ミクロにみればさまざまな問題はあるとしても、大局的にみればICTY・ICTRは成功であったと評価することは可能であろう。なにより、これらの裁判所が国際刑事司法の大きな潮流を生み出し、ICCの創設と国際刑事法の発展に大いに寄与したことは事実である。

2 ICCの訴追戦略と実効性

(1) 捜査・訴追の状況

ICCを設立するローマ規程は1998年7月に採択され、すでに20年以上が経過している。効力発生要件である60カ国の批准を経て、実際にICCが稼働を始めたのは2002年7月であるから、裁判所としても16年あまりの歴史を刻んできたことになる。アメリカ、ロシア、中国などが加入していないとはいえ、現時点でローマ規程の締約国は123カ国に及んでおり、ICCは国際関係に影響を与える確たるアクターとして存在感を高めている。

ICCのこれまでの活動を評価するに際しては、ICCが普遍的な裁判機関であるという点が重要となる。ICTY・ICTRは特定の国家を対象とし、そこで発生した犯罪を事項的管轄の範囲としていた。これに対して、ICCはローマ規程第12条に従い、犯罪の発生地または犯人の国籍国がローマ規程の締約国であれば、いずれの国についても管轄権を行使することができる。言葉を変えれば、ICTY・ICTRの場合には、特定の事態に対して捜査・訴追を「始める」基準は不要であり、旧ユーゴやルワンダの事態を取り上げることは設置目的として「所与」であった。これに対し、ICCの場合には、ある国の一定の事態について捜査・訴追を「始める」という決定が必要となり、これが法的にはもちろん、政治的にも大きな意味をもつことになる。

ICCが特定の事態(situation)について管轄権行使を開始するための手続きは、銃の引き金を引くことになぞらえてトリガー・メカニズムと呼ばれる。ローマ規程第13条は、①締約国による検察官への付託、②安保理による検察官への付託、③検察官の自己の発意による捜査開始を規定している。締約国による付託は、ICCの管轄権に入る犯罪が発生する事態を締約国が相互に留意し、締約国の1つでそうした事態が発生する場合には、他の締約国がICCの管轄権行使について引き金を引くことが想定されていた。しかし、今日までにこの方式で付託された5つの事態、すなわちコンゴ民主共和国(2004年)、ウガンダ(2004年)、中央アフリカ共和国(2事態、2004年/2014年)、マリ(2012年)はすべて、当該事態が発生した国家自身による付託である(自己付託)。ローマ規程には自己付託を禁止する条項は存在せず、自らの事態を積極的にICCに付託することは推奨されるべきとの見解がある一方で、内戦における反対勢力をICCの捜査・訴追の対象とすることを暗に意図した自己付託もみられるなど、ICCの公平性の観点からは問題も指摘されている。

安保理による付託は、国連憲章第7章の決議によって行なわれる。これまでに、スーダン(2005年)とリビア(2011年)の事態がこの方式で付託されている。この方式の場合、安保理決

議の拘束力によって関係国はICCの管轄に服することになり、それがローマ規程の締約国である必要はない。事実、スーダンもリビアも締約国ではない。しかし、この方式では安保理において意見の不一致があれば付託は難しくなり、実際、2014年5月にはシリア内戦における事態を付託する決議案が一部の常任理事国の拒否権行使により採択されずに終わっている。

検察官の自らの発意による捜査開始は、ローマ規程の起草過程において大きな争点であった。国家の政治的な思惑から独立した検察官による開始は、ICCの司法機関としての公正性や独立性を確保するうえで重要であるが、他方でこれは検察官に国家の内政に介入できるだけの強力な権限を与えることになり、その濫用を懸念する声も大きかった。そこで、こうした権限を検察官に与える一方で、その具体的な行使にあたっては、予審裁判部から事前の許可を得る仕組みが取り入れられた(第15条)。現在までのところ、この方式での捜査・訴追はケニア(2010年)、コートジボワール(2011年)、ジョージア(2016年)、ブルンジ(2017年)の事態について行なわれている。

ここで注目されることは、ICCが活動を開始した初期は自己付託が多く、2010年代に入って検察官の発意による捜査開始が増加している点である。自己付託の場合には、関係国はICCが捜査・訴追をすることに同意をしていることになり、ICCとの軋轢が発生する余地は少ない。しかし、安保理による付託と検察官の発意による捜査開始は、締約国にとって必ずしも歓迎すべき状況とは限らず、ICCと関係国との衝突が起こる可能性が内在している。実際、ケニアの事態ではケニア政府の非協力から証拠収集や証人の保護が十分にできないとして、一部の事件の訴追を撤回するに至っており⁽¹³⁾、またブルンジはローマ規程からの脱退を通告している⁽¹⁴⁾。他方で、安保理による付託は、五大国を含む安保理の決定という政治的に大きな正当性をもつことにはなるが、それでも関係国がICCに協力的であるとは限らない。事実、スーダンはICCに協力する姿勢をまったく示さず、またリビアとの間でも後に述べる補完性の原則(principle of complementarity)に基づく受理許容性(admissibility)の問題で対立を抱えている。こうした進展は、自己付託の事態での経験から自信を得た検察局が、時の経過とともに、より積極的に捜査・訴追を進める姿勢に転じたことを示しているが、同時に、関係国の協力なくしては実効的な捜査・訴追が困難であることも明らかにしている。

また、これまで捜査が開始された11の事態のうち、ジョージアを除いて、すべてがアフリカ諸国であることも特徴的である。後に述べるように、これがアフリカ連合(AU)やその加盟国からの反発を呼ぶ一因となっているが、その重大性や規模などから判断して、優先的に対処すべき犯罪がアフリカ諸国に集中していることも事実である。他方で、検察局は捜査の前段階である予備的調査(preliminary examination)を、アフガニスタン、バングラデシュ/ミャンマー、コロンビア、ギニア、イラク/イギリス、ナイジェリア、パレスチナ、フィリピン、ウクライナ、ベネズエラなどについて実施中であり、「責任ある者は等しく裁かれるべき」という普遍性の理念が実現されつつあることも間違いない。

(2) 補完性の原則の適用と課題

ローマ規程前文は「国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務」であり、ICCが「国家の刑事裁判権を補完するものである」と

謳っている。これは補完性の原則と呼ばれる。ローマ規程第17条によれば、関係国が犯人を真摯に捜査・訴追を行なう意思または能力を有する限り、国内裁判所が事件を審理する権限をもつ。ICCが捜査・裁判を行なうことができる受理許容性が認められるのは、国内刑事手続が犯人を刑事責任から保護する目的で実施され、または独立・公正に行なわれず、裁判に付す意図と両立しないなど意思が欠如する場合、あるいは関係国が被告の身柄を確保できない、被告を起訴・裁判するのに必要な証拠および証言を得ることができない、証人を保護できないなど、裁判手続を遂行する能力が欠如する場合に限られる。この点で、第1次的な管轄権が国内裁判所の側にあり、ICCは一定の限定された場合に、それを補う存在にすぎないことになる。

しかし、国内裁判がそうした条件を満たしているか否かの決定権限は、あくまでICCの側にある。このため、捜査・訴追する意思と能力の評価においては、ICCの戦略的な基本姿勢が反映される余地がある。すでにリビアやケニアから、ICCが訴追対象としている者が、すでに自国の裁判所において訴追または裁判されているという抗弁が提起されてきているが、ICCは単に同一人物が訴追されているだけでは十分でなく、ICCが訴追しようとする行為と同一の行為について、国内司法機関が実際に訴追・裁判することが必要であるとの立場を示している⁽¹⁵⁾。この「同一人物・同一行為」の基準は、補完性原則の適用によってICCの受理許容性が否定される状況が、厳格に狭く解釈されることを意味しており、裏を返せば、ICCが自ら積極的に訴追・裁判する姿勢であることを示している。

他方で、仮に受理許容性が認められる事態であったとしても、発生した犯罪をすべてICCが訴追・裁判することは困難である。ルワンダー国の事態について、100名近くが起訴され、その裁判に20年近くの歳月を要したICTRの経験を踏まえれば、現在捜査中の11の事態について各々同程度の数の訴追・裁判を行なうことが不可能であることは容易に想像がつく。そうすると、訴追・裁判の対象を絞り込み、ICCが取り扱う一事態当たりの事件数を減らす戦略が必要になる。実際、検察局はそうした戦略の必要性を認識しており、「最も責任のある者」(the most responsible person)だけを捜査・訴追する方針を示している⁽¹⁶⁾。しかし、そうすると、特に責任が重いと考えられる者以外は、ICCでは訴追・裁判されないことになり、おのずと関係国の国内裁判所に委ねる必要が出てくる。しかし、真摯に訴追・処罰する意図あるいは能力がないことを理由にICCの受理許容性が認められた事態において、最も責任のある者以外については国内裁判所が真摯に訴追・裁判すると期待することはできない。こうして、一定以上の責任ある者はICCによって裁かれるが、それ以下の者を裁くフォーラムが存在しない「不処罰の間隙」(impunity gap)と呼ばれる現象が生じることになる。

しかし、訴追・裁判を行なう意思がない国については政策転換を待つ以外にないが、能力がない国については、国内裁判を適正に実施するための財政的支援や裁判手続を担う人材の育成・訓練などの措置によって、こうした間隙が埋まる可能性が考えられる。そこで、ICCはこうした関係国のキャパシティー・ビルディングを進める活動を展開し始めており、これは「積極的補完性」(positive complementarity)と呼ばれている⁽¹⁷⁾。こうした活動がどこまで効果を発揮するかはまだ定かでないが、ICCの創設段階では想定されていなかった新たな活動

として注目しなければならない。

(3) アフリカ諸国の反発と地域主義の可能性

これまでの説明から明らかなように、ICCの活動の中核にあり、それゆえに課題ともなるのは、どの国の事態を取り上げ、誰を訴追の対象とするのかという訴追戦略の問題である。裁判所であるICCは裁判官が主役の舞台とみられがちであるが、世界中の武力紛争や民族対立に起因する衝突のなかから、ICCが訴追・裁判すべき事態を選び出す作業は検察官に委ねられている。穿った見方をすれば、裁判官は検察官が選択した事態・事件を受動的に裁判しているにすぎない。これに対して、検察官は世界中から寄せられる情報に目を配り、政治的に複雑な問題がからんだ事態について予備的調査や捜査を開始するか否か決断することが必要になる。たとえば、先に述べた自己付託なども、検察官が積極的に関係国に働きかけ、付託を促した成果であった。その点で、ICCの能動的な側面は検察官の動きに現われ、また関係国との摩擦や対立もそこに集中する傾向にある⁽¹⁸⁾。

現在直面する大きな課題のひとつは、「最も責任ある者」を訴追の中心にすえる戦略の帰結として、訴追の対象となっている者のなかに、スーダンやケニアの現職の指導者が含まれているという点である。ICCの活動がアフリカ諸国の事態に集中していることと相まって、こうしたアフリカの指導者を対象とした訴追は、ICCが一定のバイアスをもってアフリカへの干渉を志向していると認識されることとなり、アフリカ諸国からの反発が強まっている。

具体的には、AUは2009年以来、安保理に対して、こうした指導者に対する訴追停止を要請するとともに、加盟国に対してICCの逮捕状執行に協力しないことを求める決議を繰り返してきた⁽¹⁹⁾。また、先に指摘したようにブルンジはICCから脱退し、南アフリカ共和国もその意思を示している（ガンビアも脱退の意思を示したが、後に撤回）。さらに、AUは国家元首などがICCの管轄権からの免除を享受するかという法律問題について、ICJに勧告的意見を求める動きをみせている⁽²⁰⁾。仮に勧告的意見を要請する国連総会決議が採択されることになれば、ICJまで巻き込んだ複雑な法的・政治的問題を惹起させることになるだろう。

加えて、AUは2014年にアフリカ司法裁判所とアフリカ人権裁判所を統合してアフリカ司法人権裁判所（ACJHR: African Court of Justice and Human Rights）を設置し、そこに新たに国際刑事管轄権を付与するマラボ議定書を採択した⁽²¹⁾。いわば、アフリカ外からの司法的干渉を排除し、アフリカの問題はアフリカ自らが刑事裁判を行なうという姿勢の表明である。ACJHRはジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪に加えて、海賊、憲法違反の政府転覆、傭兵、テロリズムなどアフリカ地域が直面する犯罪についても管轄権を有する⁽²²⁾。また、弁護局（Defence Office）を内部機関として設置するなど⁽²³⁾、検察側と弁護側における「武器対等の原則」（equality of arms）の観点からみると、ICCよりも発展した側面をもっている。他方で、ICCに対するAUからの批判に関連して、AU諸国の国家元首・政府の長には、ACJHRの管轄権からの免除が与えられる⁽²⁴⁾。したがって、AU諸国の国家元首はACJHRで訴追・裁判されることはないので、補完性の原則に基づいて、ICCは当該国家元首を訴追することが許容されることになる。この点だけをとらえれば、ACJHRの設置は、アフリカの国家元首等の問題はアフリカ自身の機関で決着をつけるという帰結にはならない。

しかし他方で、ACJHRの設置を単にICCに対するAUの「対抗手段」とだけみることは正確でないだろう。補完性の理念が示すように、本来は各国の国内裁判所がジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪などを訴追・裁判する状況が理想である。しかし、アフリカ諸国の国内裁判所にこれを求めることに困難が伴うことは容易に想像がつく。そうした場合、いわば国内裁判所の代替としてACJHRが機能し、「不処罰の空隙」を埋める役割を果たす可能性もある。そうなれば、ICCという普遍的裁判所と個々の国家の国内裁判所の中間に、地域主義的な裁判所が入ることで、国際刑事司法は重層的なものとなり、その実効性を増すことも期待できるかもしれない⁽²⁵⁾。

結 び

ICCがこれまでに下した判決は、数のうえでは多いものではない。複数の事態を同時に扱い、しかも被害者の訴訟参加を認める制度を採用していることによって⁽²⁶⁾、手続きの進行速度はICTY・ICTRと比較しても遅く、現時点において有罪判決が出た事件は8件、無罪が3件となっている。

しかし、それらの判決がもつ意義は決して小さいとは言えない。たとえば、コンゴ民主共和国のルバンガ事件では少年兵の徴募や使用の概念が明確化され⁽²⁷⁾、またマリのアル・マーディ事件においては世界遺産の破壊などが戦争犯罪を構成すると判断されるなど⁽²⁸⁾、現代の武力紛争の特徴を鮮明に反映した犯罪概念が積極的に認められており、ICCが今後の国際人道法の発展に大きな貢献をなすことを確信させる内容となっている。さらに、従来の国際刑事裁判にないICCの特徴として、犯罪の被害者に対する賠償を命じる手続きがあり、先の2つの事件に加えて、コンゴ民主共和国のカタンガ事件についても、具体的な賠償命令が出されている⁽²⁹⁾。そこでは、ICCに併設された「被害者のための信託基金」(Trust Fund for Victims)が賠償の実施機関と位置づけられ、個別的賠償と集団的賠償の双方において具体的な実施が進行している。

一方、ICCに期待されている政治的・社会的な機能、たとえば関係国の平和回復や社会の融和・安定への寄与などについては、いまだ未知数と言わざるをえない。個々の関係国の状況はさまざまであり、ICCとの関係にも大きな相違がある。対立的な状況にある国について、どのように協力関係を築き、より実効的な刑事司法を実現するのか、これはICCが直面する重要な課題である。他方、すでに協力的な関係にある国との間では、積極的補完性に基づく国内制度のキャパシティー・ビルディングにどこまで貢献できるのか、また決定された集団的賠償が犯罪被害を受けた地域社会の復興回復を後押しできるのかも、注視しなければならない。

それらの課題はいずれも、ICTY・ICTRが挑戦し切り開いた地平を、ICCがさらに開拓しながら前進していることの証左とも言える。その点で、ICCの意義と成果は、もう少し時間をかけて評価されるべきものであろう。

[付記] 本論文は、科学研究費補助金・研究課題「現代国際法における責任追及指向性——その動態と

理論」(課題番号: 18K01285) および早稲田大学2018年度特定課題研究助成費(基礎助成)・研究課題「地域人権裁判所における責任追及指向性——欧州・米州・アフリカの比較研究」の成果の一部である。

- (1) Shuichi Furuya, “The ‘Criminalization’ of International Law: A Critical Overview,” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 58 (2015), pp. 1–16.
- (2) André Nollkaemper, “Introduction,” in André Nollkaemper and Harmen van der Wilt eds., *System Criminality in International Law*, 2009, pp. 9–10.
- (3) ICTY, Prosecutor v. Dragan Nikolić, IT-94-2-R61, Opening Statement by Justice Goldstone (9 October 1995), para. 12.
- (4) 古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題——国際法秩序における革新性と連続性」、村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所(第2版)——最も重大な国際犯罪を裁く』、東信堂、2014年所収、10ページ。
- (5) 残余メカニズムの設置については、Statement by the President of the Security Council, UN Doc. S/PRST/2008/47 (19 December 2008); Report of the Secretary-General on the administrative and budgetary aspects of the options for possible locations for the archives of the International Tribunal for the Former Yugoslavia and the International Criminal Tribunal for Rwanda and the seat of the residual mechanism(s) for the Tribunals, UN Doc. S/2009/258 (21 May 2009).
- (6) Infographic: ICTY Facts & Figures, available at <<http://www.icty.org/node/9590>>.
- (7) The ICTR in Brief, available at <<http://unictr.irmct.org/en/tribunal>>.
- (8) ICTYの場合、法廷に立った証人の数は4650名にも及んでいる。Infographic: ICTY Facts & Figures, *supra* note 6.
- (9) See Twelfth annual report of the ITCY, UN Doc. A/60/267-S/2005/532 (17 August 2005), p. 45; Seventeenth annual report of the ICTY, UN Doc. A/65/205-S/2010/413 (30 July 2010), p. 22.
- (10) 2010—11年の国連予算は51億5602万9100ドルである。Programme budget for the biennium 2010–2011, General Assembly Resolution 64/244, UN Doc. A/RES/64/244 A-C (24 December 2009).
- (11) The International Court of Justice, *Handbook* (6th Edition, updated to 31 Dec 2013), p. 30.
- (12) ICTY, Rule of Procedure and Evidence, Rule 11 *bis* (B); ICTR, Rule of Procedure and Evidence, Rule 11 *bis* (C).
- (13) Statement by ICC Prosecutor on the Notice to withdraw charges against Mr Muthaura (11 March 2013), available at <<https://www.icc-cpi.int/Pages/item.aspx?name=OTP-statement-11-03-2013>>; Statement of the Prosecutor of the International Criminal Court, Fatou Bensouda, on the status of the Government of Kenya’s cooperation with the Prosecution’s investigations in the Kenyatta case (4 December 2014), available at <<https://www.icc-cpi.int/Pages/item.aspx?name=otp-stat-04-12-2014>>.
- (14) Burundi: Withdrawal (28 October 2016), C.N.805.2016.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification), available at <<https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2016/CN.805.2016-Eng.pdf>>.
- (15) See Situation in the Republic of Kenya, *Prosecutor v. William Samoei Ruto, Henry Kiprono Kosgey and Joshua Arap Sang*, Judgment on the appeal of the Republic of Kenya against the decision of Pre-Trial Chamber II of 30 May 2011 entitled “Decision on the Application by the Government of Kenya Challenging the Admissibility of the Case Pursuant to Article 19 (2) (b) of the Statute,” ICC-01/09-01/11 OA (30 August 2011), para. 47.
- (16) Office of the Prosecutor, Policy Paper on Case Selection and Prioritisation (15 September 2016), para. 42. 事実、捜査が行なわれている事態において、現時点で訴追された事件(case)の数は以下のように限定的である。コンゴ民主共和国6件、中央アフリカ共和国2件+2件、コートジボワール2件、スーダン

5件、ケニア4件、リビア3件、マリ2件、ウガンダ2件（ただし、1事件に複数の被告人が含まれる場合もあるので、被告人の数は件数より多くなる）。

- (17) Assembly of States Parties, Seventeenth session, Report of the Bureau on complementarity, ICC-ASP/17/34 (29 November 2018), para. 5. 積極的補完性を分析した論稿として、中澤祐香「国際刑事裁判所（ICC）における積極的補完性」『早稲田大学大学院法研論集』150号（2014）、339–364ページ。
- (18) 古谷修一「国際刑事裁判 四半世紀の歩み」『外交』49号（2018年）、94–95ページ。
- (19) Assembly of the African Union, Decision on the Application by the International Criminal Court (ICC) Prosecutor for the Indictment of the President of the Republic of the Sudan, Twelfth Ordinary Session, 1–3 February 2009, Addis Ababa, Ethiopia, Assembly/AU/Dec.221 (XII); Assembly of the African Union, Decision on Africa's Relationship with the International Criminal Court (ICC), adopted at the Extraordinary Session, 12 October 2013, Addis Ababa, Ethiopia, Ext/Assembly/AU/Dec.1 (Oct.2013).
- (20) Assembly of the African Union, Decision on the International Criminal Court, Doc. EX.CL/1068 (XXXII), Thirtieth Ordinary Session, 28–29 January 2018, Addis Ababa, Ethiopia, Assembly/AU/Dec.672 (XXX), para. 5 ii).
- (21) 議定書の採択に至る経緯とACJHRの詳細については、稲角光恵「アフリカ連合（AU）のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」『金沢法学』59巻（2016年）、1–25ページ。
- (22) Protocol on amendments to the Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights (adopted at 27 June 2014), Article 28A.
- (23) Ibid., Article 22C.
- (24) Ibid., 46A bis.
- (25) もっとも、マラボ議定書の発効には15カ国の批准が必要であるが、2018年8月1日現在、11カ国が署名をするにとどまり、批准を完了している国はない。List of Countries which have signed, ratified/acceded to the Protocol on Amendments to the Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights, available at <https://au.int/sites/default/files/treaties/7804-sl-protocol_on_amendments_to_the_protocol_on_the_statute_of_the_african_court_of_justice_and_human_rights_5.pdf>. また、稲角はACJHRが国際刑事法の分断と断片化をもたらす可能性も指摘している（稲角、前掲注(21)、25ページ）。確かにACJHRによる裁判が進んだ段階では、そうした危険性が生まれる可能性も否定できない。
- (26) 被害者の手続きへの参加については、古谷修一「被害者救済の機関としての国際刑事裁判所」、芹田健太郎・戸波江二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『講座国際人権法4 国際人権法の国際的实施』、信山社、2011年所収、455–470ページ。
- (27) *Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo*, Judgment pursuant to Article 74 of the Statute, Trial Chamber I, ICC-01/04-01/06 (14 March 2012), paras. 600–631.
- (28) *Prosecutor v. Ahmad Al Faqi Al Mahdi*, Judgment and Sentence, Trial Chamber VIII, ICC-01/12-01/15 (27 September 2016), paras. 45–52.
- (29) *Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo*, Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations, Trial Chamber I, ICC-01/04-01/06 (7 August 2012); *Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo*, Judgment on the appeals against “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations” of 7 August 2012 with AMENDED order for reparations (Annex A) and public annexes 1 and 2, Appeals Chamber, ICC-01/04-01/06 AA2A3 (3 March 2015); *Prosecutor v. Germain Katanga*, Order for Reparations pursuant to Article 75 of the Statute, Trial Chamber II, ICC-01/04-01/07 (24 March 2017); *Prosecutor v. Ahmad Al Faqi Al Mahdi*, Reparations Order, Trial Chamber VIII, ICC-01/12-01/15 (17 August 2017).

ふるや・しゅういち 早稲田大学教授
sfuruya@waseda.jp